

R7年度 イチゴ苗生産技術安定対策事業に係るQ & A

Q 1 団体の構成員数が3名以上で、温湯消毒に取り組む生産者が3名未満の場合は申請可能か？

A 1 可能。本事業をきっかけに取組生産者が増加することを期待。ただし、事業実施主体の選定において取組人数も選定基準となる（取組人数に応じてポイントが加算される）ことに留意されたい。

Q 2 JA（本店、支店、営農経済センター）が事業実施主体となることは可能か？

A 2 不可。要件を満たす生産者団体（部会、研究会、親苗増殖組合等）で申請すること。

Q 3 単純更新は可能か？

A 3 不可。ただし、何らかの機能が向上していれば可。

Q 4 温湯消毒機はどのような機材でも良いのか？

A 4 市販品を購入する場合、イチゴ育苗資材の温湯消毒用としては過剰な機能を有する機材で、イチゴ育苗資材の温湯消毒用途においては同等の機能を有する安価な代替機材が存在するものについては不可とする。

例）（株）タイガーカワシマ製「湯芽工房 YS-500P」（水稻用）にはイチゴ育苗資材の温湯消毒においては不要な水稻催芽用シャワーボックスが付属しているが、イチゴ育苗資材の温湯消毒においては「湯芽工房マルチタイプ YS-501M」（野菜用）が同等以上の機能を発揮し、かつ、「湯芽工房マルチタイプ YS-501M」（野菜用）の方が安価であることから、「湯芽工房 YS-500P」（水稻用）の導入は不可とする。

自作する場合は必要十分な機能を備えるのに必要な資材の経費を補助対象とする（上記の催芽装置等のような、事業の目的に合わない機能を付与するための資材費は補助対象外とする）。

Q 5 3相200V電源の引き込み使用が補助対象となっているのは何故か？

A 5 導入が想定される温湯消毒機（（株）タイガーカワシマ製 湯芽工房マルチタイプ YS-501M）は3相200V電源が必要であるため、温湯消毒機導入に不可欠な経費として補助対象とした。そのため、3相200V電源を必要とする装置を導入する場合のみ補助対象とする。

Q 6 設置場所の建設費は補助対象か？

A 6 鋼管パイプ、屋根用のスレート、被覆用のフィルム、コンパネ等、温湯消毒機を保管するための施設を設置するための資材の購入費用が補助対象となる。工事費は補助対象外。なお、設置場所の建設に当たっては、建築基準法等の関連法令を遵守すること。

Q 7 「補助対象経費の 1 / 2 以内を補助」における「補助対象経費」とは税込価格、税抜価格のいずれか？

A 7 原則的には税抜価格。ただし、補助事業者が法人格を有しない組合等で、団体の構成員全員が免税事業者または簡易課税事業者の場合には、税込価格を対象とすることも可能。この場合、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し次第、補助事業実施年度における構成員全員分の消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）を添えて、消費税等仕入控除税額報告書（第 7 号様式）を提出しなければならない。

Q 8 概算払いは可能か？

A 8 可能。